

令和4年12月19日

保護者様

心花幼稚園
園長 石井 靖人

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められています。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養期間を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。

<インフルエンザ出席停止期間の基準>

「発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」



保護者が記入

心花幼稚園 園長様

インフルエンザにおける療養報告書

組 園児名

インフルエンザ(A型・B型・未判定)との診断(____月____日)を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準1～3を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって____月____日より登園します。

記

チェック	出席停止期間の基準
1	発症日(発熱した日)を「0」とし、翌日から数え5日を経過している ⇒発症日を記入してください 発症日: ____月____日(0日)
2	解熱後3日を経過している ⇒朝から平熱に戻った日を1日と数えます
3	登園しても活動できる状態に症状が回復している ・咳がひどくありませんか ・食欲はありますか ・1日中起き上がっていてつらくありませんか

受診した医療機関名()

上記のとおり相違ありません

年 月 日 保護者氏名